

リモート講座

# 古文書基礎の基礎

一杉 勝 編

## 講座の概要

### 対象

- ・古文書に興味がある、古文書講座を受けたい、しかし、古文書は難しそう  
で手が届かないと考えている方
- ・既に古文書を勉強しているが、基礎を学び直したいと思う方

### スケジュール

- ・1月11日、25日、2月8日、22日の4回
- ・時間 午前9時半～11時半  
～皆さんの御要望があれば、3月に2回（3月11日、25日）に実践  
講座として興味ある内容を選び、解説します。

### 講座の内容

- 第一回 古文書とは、古文書の種類、古文書の文字、きまり事など基本事項
- 第二回 変体仮名の徹底理解
- 第三回 漢文的表現のマスター
- 第四回 漢字くづし字攻略のヒント  
(これは1回の講座だけではマスターできません。)

## 「古文書基礎の基礎」教材 目次

- 第一章 古文書とは
  - ・ 古文書の定義
  - ・ 古文書の種類
  - ・ 古文書の特徴
- 第二章 変体かな
  - ・ かな文字の成立
  - ・ ひらがなとカタカナ
  - ・ 変体かな  
(演習)
- 第三章 和製漢文
  - ・ 和製漢文
  - ・ 漢文まじりの和文  
(演習)
- 第四章 漢字のくづし字解説のヒント
  - ・ 漢字を五種類に分けて攻略
  - ・ 初筆に注目
  - ・ 部首から検索
  - ・ インターネットの活用
- 付録
  - 変体かな 一覧表
  - 和暦西暦表、十干十二支
  - 方位、時刻 など

## 第一章 古文書とは

からである。

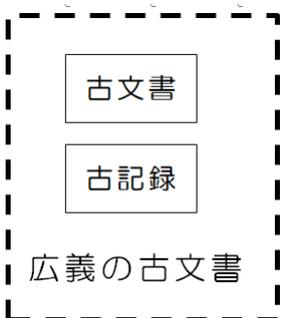
### 一の 一 「古文書」とは

「じぶんしょ」ではなく「もんじょ」と読む。

特定の者に対して意志表示を行うために作成された文字史料で、差出人と受取人が存在するものをいう。

特定の相手に向けたものではなく受取人が不特定で意志が一方的に表示されている文字史料は古記録と呼ぶ。

記述する対象について「そのとき」「その場で」「その人が」の三要素を充たした文献を「一次史料」と呼び、上記三要素を満たさない文献史料を「二次史料」と呼ぶ。この観点からいうと、当事者がその時々に残した手紙、文書など、すなわち「古文書」は一次史料であり、第三者が記した物や、後の記録が該当する「古記録」は二次史料といえる。



二次史料が一次史料より必ずしも信頼性に乏しいとは限らない。手紙や日記などに誤解にもとづいた記述がある事も多く、また第三者が記した文献も考証を重ねたものも多い

### 一の 二 古文書の種類

文書を発行・発給元により公文書・私文書、あるいは武家文書・町方文書・在方（地方・村方・浦方）文書などに分類され、日記類も公用日記、個人日記などに分類される。

（注）「文書」は一般には「ぶんしょ（漢音）」と読むが、

古文書関係者はこれを「もんじょ（呉音）」と呼ぶ。

この読みは「古文書」以外には用いられない。



文章の切れ目（終止形）　　～候　～也　　など  
文節の切れ目　　～由、～間、～節、～処　　など

③ 一つ書き

箇条書の場合、一、二、三、…ではなく、何項目あっても一、一、…、一、…と読む。読みは「ひとつ」  
一項目しかない文章でも「一」「一」と書く習慣がある。

(注) 手紙などで「一筆啓上」の「一」を一段高い所から書き始めることがあり、一つ書きのように見える事がある。

④ 送り仮名がないことが多く、あっても規則的な送り仮名ではない。

例 乍恐以書付奉願上候

恐れ乍ら書付を以て願ひ上げ奉り候

・送り仮名がある場合は小文字で右に寄せて書くことが多い。  
・書き手が、この字をこう読んで欲しいという場合に、現代文では不要とされる送り仮名を付ける事がある。

例 一ト通

(ひととおり)

〇〇の為メ

(〇〇のため)

左り

(ひだり)

⑤ 助詞(てにをは)

「てにをは」は小さな字で右寄せされる事が多いが、省略される事も多い

⑥ 仮名に濁点をつけない場合が多い。

⑦ 厥字・平出・台頭

・文章の中に敬意を払う語がある時、その語の上に一字か二字余白をあける。これを厥字(欠字 けつじ)という。

例 宿はつねに相詰 (宿はづねに相詰め)

・文章の中に天皇、將軍など貴人の名、あるいは高位の役職名が出るとき、これを尊敬して名の上で改行する。これを平出(へいしゅつ)と云う。

・更に尊敬の意を最大限にする場合は、他の行より一字文高くする。これを台頭(たいとう)という。

これらは中国で古くから行われた風習を日本でもこれに習って行われるようになったという。

⑧ 変体仮名

庶民への通達・命令などは漢字・仮名まじりとなり、庶民が読んだ草紙・黄表紙などでは変体仮名が主体で、漢字にはふりがながついている。女性の手紙、日記には変体仮名が多く用いられている。

・変体仮名は漢字のくずし字から作られているが、ひとつの音に対して複数の仮名があり、その使用についてはあまり法則性が少ない。

・文章の中で同じページの近い所に同音の仮名を書くときに、別の字母の仮名を使う傾向がある。

◎ 旧仮名遣い

・現代仮名遣いの語頭の「い・え・お」には歴史的仮名遣いで「ぬ・ゑ・を」であるものが多い。

例：ぬど(井戸) ぬむ(笑む) をか(丘)

・語頭以外の「わ・い・う・え・お」の多くが

「は・ひ・ふ・へ・ほ」または「ぬ・ゑ・を」  
例：かは(川) こひ(鯉) あふ(会つ) まへ(前)  
かほ(顔) ある(藍) こゑ(声) あを(青)

・「お・う・い・う・え・お」の多くが

「あ・う・あ・か・さ・さ・さ」  
例：あぶぎ(扇) かうもり(蝙蝠) かうぶ(甲府)

・「き・ゆ・し・ち・ち・ち」の多くが

「き」  
例：きうり(胡瓜) うしう(美しゅう)

・「き・ゆ・し・ち・ち・ち」の多くが

「け・け・け・せ・せ・せ」  
例：けふ(今日) けせ(ていせい)  
えんけう(猿橋)

・「ぢ・ぢ・ぢ・ぢ」の「ぢ」がある。

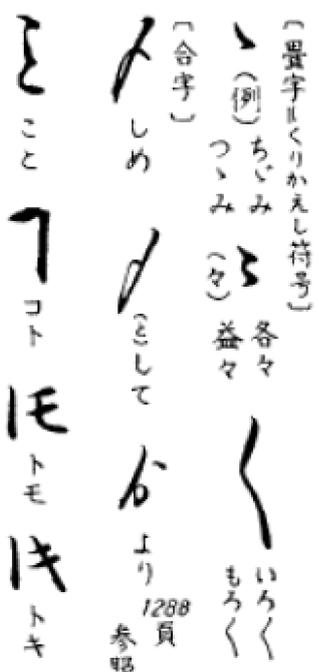
⑩ 特殊な文字

・合字 ふたつの文字を組み合わせた新たな字

ち かなの「よ」と「り」の合字  
× かなの「し」と「め」の合字 など

・疊字

く く く く く く く く など



⑪ 宛字・当字(あて字)

荒増(あらまし) 面十(めんじゅう) 風与(ふうよ)  
六ヶ敷(むつかしき) 十方(とほう)  
候半(そうらわん)

慣用的なあて字 (誤字ではない)

百性(百姓) 出情(出精) 宣敷(宣敷)  
不抱(不抱) 直段(直段) 高直(高直)

安直 (やすね) 一流 (一統) 突合 (付合)  
 陳屋 (陣屋) 蜜 (密)

⑫ 近世特有の慣用語・難語

等閑 (なおより) 都而 (すべて)  
 停止 (ちようじ) 態 (わざわざ)  
 而已 (のみ) 左右 (かれこれ)  
 為体 (ていたらく) 数多 (あまた)  
 乍去 (さりながら) 急度・屹度 (きつと)  
 曲事 (くせじ) 有来 (ありきたり)  
 越度 (おつと) 落度 草臥 (くだびれ)  
 爰元・爰許 (ここもと) 扱 (さつ)  
 鳥渡 (ちよつと) 無抛 (よんどころなし)

⑬ 和漢混淆文

武家文書、公式文書などでは漢文あるいは漢文的表現を含む和漢混淆文が多い。  
 (第三章参照)

⑭ 花押と印鑑

花押  
 將軍、大名、その家臣など武家が発給する文書の署名捺印の代わりに書いた記号。  
 その形が花の模様のものであったことから花押と呼ばれる。当初は手書きだったが、後世には印判が普及した。印判ではなく、自署である花押を区別して書判《かきはん》とも呼ぶ。

・印鑑

江戸時代、武士も庶民(家長のみ)も印鑑を持っていた。庶民でも借用書などの証文、戸籍を他村へ移す時の人別送り状、奉公に出る時の奉公人請状、お上に提出する五人組前書など、あらゆる場面で印鑑が使われた。印章の色は朱印が禁じられ、黒印だった。

⑮ 連署

老中連署の例  
 ……謹言  
 稲葉丹後守  
 二月十八日 正通 花押

秋元但馬守 花押  
 喬朝 花押  
 小笠原佐渡守  
 長重 花押  
 土屋相模守  
 政直 花押  
 佐竹右京太夫殿  
 ・日下(ひした、にっか)  
 ・苗字の省略



①6 個人の名前

苗字

幼名、通称、諱（本名）、官名、諡名 など

以下 便利な古文書解読必携資料

①7 暦と十干十二支

①8 時刻、方角、貨幣

①9 度量衡の単位

②0 三貨制

②1 幕府支配の体制

②2 国名・州名。郡名

②3 官位・官職

②4 変体仮名一覧表

書き下し文、読み下し文、解読文、釈文について

例文2 書き下し文

・原文をそのまま書き下す  
但し変体仮名は平仮名に変換

文化十四丑年四月 江川太郎左衛門より御届

豆州葦山私居屋敷家作之儀は私先祖ち廿七代以前之先祖保元年中大和國宇野ち引移候節相建候家作<sup>ニ</sup>其後弘長年中修復仕候節日蓮ち自筆之棟札を賜<sup>リ</sup>右家作之俣今以住居仕罷在候明曆年中<sup>□</sup>御本丸御修復の節私屋敷之儀は往古ち忝度も火災<sup>ニ</sup>逢不申珍敷家作に付棟木之内忝本奉差上候寛延年中私祖父太郎左衛門江戸詰御奉公相勤候節在所詰被 仰付御暇奉願候所願之通御暇被下置且先祖ち之由緒御尋之上在所葦山屋敷は稀代之旧家<sup>ニ</sup>付取拂等不仕留守居之者差置大切<sup>ニ</sup>可仕<sup>□</sup>堀田相模守殿被仰渡候段神尾若狭守殿被申渡候右之通数百年<sup>ニ</sup>及候家作之儀<sup>ニ</sup>付此節に相成柱等一跡に傾き惣躰柱腐<sup>リ</sup>候場所多分有之難捨置候間此度修復相加<sup>え</sup>申候積<sup>リ</sup>御座候先祖より由緒も有之家作に付此段御届申上候以上

文化十四丑年四月 江川太郎左衛門

## 同 読み下し文

- ・ 旧字を新字に変換
- ・ 適宜句読点を加える
- ・ 漢文的表現を日本語の語順に変換
- ・ 適度に助詞を加える

文化十四丑年四月 江川太郎左衛門より御届

豆州葦山私居屋敷家作の儀は、私先祖より二十七代以前の先祖、保元年中、大和国宇野より引移り候節、相建て候家作にて、その後弘長年中修復仕り候節、日蓮より自筆の棟札を賜り、右家作のまま今もって住居仕り罷りあり候。明暦年中、御本丸御修復の節、私屋敷の儀は往古より一度も火災に逢い申さざる珍しき家作に付、棟木の内一本差上げ奉り候。寛延年中、私祖父太郎左衛門、江戸詰め御奉公相勤め候節、在所詰め仰せ付けられ、御暇願ひ奉り候所、願の通御暇下し置かれ、且先祖よりの由緒御尋ねの上、在所葦山屋敷は稀代の旧家に付、取扱い等仕らず、留守居の者差置き大切に仕るべき旨、堀田相模守殿仰せ渡され候段、神尾若狭守殿申し渡され候。右の通数百年に及び候家作の儀に付、此節に相成り、柱等一体に傾き、惣体柱腐り候場所多分これあり、捨置き難く候間、此度修復相加え申し候積りに御座候。先祖より由緒もこれある家作に付、此段御届申し上げ候、以上

文化十四丑年四月

江川太郎左衛門

## 解読文・釈文

解読文、釈文などには明確な定義、きまりはない。このため、講座や解読本などでは、あらかじめ独自に旧字、旧仮名使い、変体仮名等の扱い方を決めた「凡例」を表示し、解読文・釈文のきまりを示している。

